

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会(第6回)

議事録(案)

1. 日時:平成14年6月6日(金)10:00~12:00

2. 場所:中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者:

尾身幸次科学技術政策担当大臣

【委員】井村裕夫会長、吉川弘之議員、相澤英孝委員、荒井寿光委員、江崎正啓委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、藤野政彦委員、松重和美委員、山本貴史委員
【事務局】

(内閣府)大熊政策統括官、浦嶋官房審議官、高倉参事官

4. 議題:

- 中間まとめ案について

5. 議事要旨

●中間まとめ案について

会長

ただいまから「知的財産戦略専門調査会」を開催いたします。まず資料の確認を事務局から。

事務局

(資料確認)

会長

本日は、これまでいろいろ御議論いただいた御意見を踏まえ、事務局で資料1「中間まとめ(案)」を用意した。これについて御議論をいただきたいと思っている。委員提出のコメントについては事務局から説明していただくが、その前に、全体について簡単に説明をお願いしたい。

事務局

(資料1、2に沿って説明)

会長

では、事務局から報告した「中間まとめ」の修正案について、御意見をいただきたい。

確認だが、26ページの一番最後のパラグラフの「知的財産裁判の充実・迅速化」について、まず、その部分が4行の記載になっているが、これは前回の中間報告(案)と全く変わっていないのか。

事務局

ここは説明を落としてしまったが、変わっている。

ここは、たしか「特許権等の有効性についての特許庁と裁判所の権限配分について、紛争の一回的解決(侵害裁判における無効の抗弁等の拡充等)を視野に入れた基本的な見直しを行う必要がある」、こういう表現だった。

事務局

はい。

それで、こここの「特許庁の裁判所の権限配分について」という部分と、「侵害裁判における無効の抗弁の拡充等」という部分と、「基本的な見直し」の「基本的な」が全部削除されているが、これはこの問題については重要なキーワードだと思うし、ここでこういう記載がないと、紛争の一回的解決とは何のことか、具体的にわからないと思う。前回の専門調査会でも、この点について、これは削除したほうがいいという意見が出たことはないと思うし、その後、どなたか意見をメール等で出されているのかどうか。それとも何かほかの事情でこれが削除されたのか、その点について御説明いただきたい。

事務局

これは法務省のほうからのコメント。まさに先生がおっしゃったように、3点について、趣旨は変わらないが、こうしたらどうかというコメントをいただいて訂正をした。

最初の、特許庁と裁判所の権限配分については、「審判と訴訟の関係について」と言えば足りるのではないかというのが第1点。

それから、「紛争の一回的解決」は今でも生きているが、この後に括弧で、たしか「特許の有効性判断の範囲の拡大等」という言葉もあったが、これは行政処分の公定力との関係でまだまだ検討すべきことも多いので、余りプリジャッジすることができないようにしたほうがいいのではないかということだった。先生の御趣旨は紛争の一回的解決ということではなかったかと思ったので、このキーワードについては残している。

それから、「基本的な見直し」と単なる「見直し」との違いは、実は余り重要視していない部分もあるって、「検討を行う」とを書けば足りるのかなと。見直しをする、改正をするということを今の時点で方向性を決めてしまう必要もないのではないか、そういう趣旨のコメントではないかと我々は解釈している。いずれにしても、検討していくという点について変わりはないのが、その方向性についてはもう少し慎重にしたほうがいいのではないか。

もう一つは、戦略会議で現在議論が進んでいる知財大綱(知的財産戦略大綱)の文章ともなるべく整合性をとろうと、こうした考え方でコメントをいただいて、それをこのように訂正をした。

私の意見を申し上げる。「紛争の一回的解決」というのがキーワードだということは私もワーキンググループでも申し上げたが、それを具体的にあらわすと何かということが、むしろ前の報告書案に出ていたような特許庁と審判の訴訟の関係になる。具体的に言えば、まさに日本の特許訴訟制度に絡む基本的なシステム、法理というのが特許庁と裁判所の権限配分の問題なので、その点について「紛争の一回的解決」を視点に入れた見直しをする必要がありますよということが、具体的に総合科学技術会議の提言でも出たほうがいいと私は思う。その「一回的解決」とは何かと言われると、その実質は、まさに侵害裁判における無効の抗弁を認めるかどうか。それを認めた場合に、後の特許庁と裁判所の役割分担をどうしていくかという問題なので、その意味では、私は、委員の方々が今度の修正案のほうがいいと言われるならば、それはそれでいいと思うけれども、具体性があって前の案のほうがいいと思っている。

会長

この問題について、ほかの方で何か御意見は。

委員の御指摘もそのとおりかとも思うが、現在の判例の権利乱用の議論でも十分ではないかという議論もあるし、委員のおっしゃった「紛争の一回的解決」というのが改定された文案の中でもきちんとうたわれているので、この文案でもいいのではないか。特に、すでにこれについては法改正の検討も始まっているということなので、こういう書き方でもよろしいのではないかと思う。

会長

ほかにどうぞ。

産業界ということで申し上げると、ここの問題は非常に重視していて、現状のやり方では都合が悪いというか、効率が非常に悪いという強い思いがある。したがって、ぜひその強い思いを入れていただくためには、もう少し強い表現というか、前回の表現にしていただいたほうが、議論が始まっているとはいえ、そういう強い思いを伝えるためには、ぜひそういう方向に持つていっていただきたいという考えがわかるようにしていただければ非常にいいかと思う。

会長

ほかに。

今の点は私も賛成。理由は、やはりこの問題は、これからいろいろ大学とか研究所で発明がなされて特許になっていったときに、知的財産の非常に大事な点だと思うので、みんなが見てわかるように、同じ趣旨なら、前回出された前の案がわかりやすくていいのではないかと思う。

会長

では、ここはどのように修文するか、ちょっとお任せいただいて、今の御意見をできるだけ盛り込めるように少し考えてみたい、ほかに。

大学の特許の扱いについては、Ⅲ章で述べてある。それで、今までの個人帰属から、いわゆる機関帰属になるだろうと。そうすると、大学におけるTLOのあり方、これが現実的にこの1~2年の間に整備しないといけない。この件につきましては、「TLOの機能強化」という形で書かれている。ただ、この機能強化だけでは恐らく十分ではないのではないかと思う。というのは、これが機関帰属になるとものすごい数が出てくる可能性がある。そこの制御と、それから財政的な支援、そういうものをやらないと、恐らく数だけ出てきて処理できないという状況が出てくるのではないか。

先週、テクノロジー・トランスファーの会議がアメリカであった。各大学、アメリカの大学を含めて、非常に重要視して、この数年でやはりアメリカとしても重要視しているし、東南アジアでも重要視している。その中で人と予算、そういう体制がかなり整備されている。それに比べて、まだまだ日本は不十分な感じがする。そうすると、機能強化だけでなく、財政とは言わないが、そういうふうな支援策についても、これから検討課題であると思うので、何かそういった文言を入れていただければと思う。

会長

ここは少し書いてあった。

事務局

はい。7ページから8ページにかけて、御指摘のように、人と予算と体制の3つに分けて今後力

を入れて重点的に整備をしていこうと書いてある。ちなみに、7ページは費用、それから8ページは人材・体制。

会長

確かに、大学とTLOの関係は幾つかのあり方がある。どれが一番いいのかはまたこれから検討されないといけない。特に大学が独立行政法人化する中で、検討されねばならない問題だろうと思う。どういうあり方がいいかとか、そういうことまでは書くわけではないですね、今の時点では。

さきほどの意見ともちょっと関連するところだが、実態から申し上げると、最近、TLOが短期的な成果主義になっている傾向が強くて、従来よりも契約がやりにくくなってきたというのが産業界からというか、企業側の意見として少し出ている。拡充・充実はもちろん重要なことだと思うけれども、これには税金をどんどん投入していくわけだし、その研究成果のリターンを産業界に持っていくのだが、その成果をどのように見ていくかというところの評価が必要ではないかと少し思う。

例えば、発明者に対する報賞を非常に高額にするというのも1つのやり方かもしれないが、余りにも研究費用等が税金で賄われていると、産業界側から言えば、それはあくまで利益の一部を投入して将来の投資にしているわけで、そういう意味でのアンバランスはどうしても出てきやすくなる。そういう意味では、その辺の移転に対する評価の仕組みが非常に重要ではないかと思う。そういう意味では、この中全体としてどこに入れたらいいか私もちょうど迷っていたが、そういうものが見えていないのが1つ問題ではないかと感じる。

大臣

まだうちの事務局にも余りこの意見は言っていないが、TLOのあり方については、私立大学の場合はちょっと別で、その中に入れてもいいと思うが、国立大学の場合は仮に独立行政法人になんでも、小回りがきいて弾力的で、自己責任でやれるという体制になれるかどうかちょっと自信がないので、TLOはむしろ大学の附属機関で、かつ民営の利点を生かすような体制にしないと、また官僚主義のもとでうまくいかないのではないかと考えている。私立の場合には弾力的にいくと思うが、独立行政法人になる国立大学の場合には、TLOの活動をもう少し自主的かつ弾力的にできるような体制をとることが大変大事だと思っている。その辺は皆様の御意見だが、どうするということはちょっと書きにくい点もあると思うが、今言ったような弾力的かつ自主的に対応できるような、柔軟な体制にしておくということを考えていただいたほうが後のためにはいいのではないかと思っている。ちょっと意見として申し上げておきます。

会長

ありがとうございました。ほかにどうぞ。

今の機関帰属のところにやや関連するが、特許法の規定によれば、そのままでは機関帰属にならないわけで、この点についてきちんと手続をする。つまり、独立行政法人になったとき就業規則をつくるのかどうかわかりませんが、そういうことについてのはっきりした規定をちゃんとしなければいけないということがある。まず最初の職務発明規定をきちんとしなさいというところについて明確な記述がないので、これを入れておいていただいたほうがよい。現在、各私立大学でつくられている規定なども不十分なものも散見されるので、その点は1つ書いていただいたほうがいいかと思う。

それから、先ほど出た利用関係の裁定実施の話だが、これは日米合意、あるいは国際的合意を尊重するのは大原則なので、明確にしていただいたほうがいいのではないかと思う。

それから、「知的財産学」については、前回も申し上げて、もうこれ以上論争するつもりはないが、学者としては、「学問」という言葉を使うことについては抵抗感があると申し上げておく。

人材育成については、弁理士に対するメンションが余りされていない。この点に関してもう少しきちんと言及をしていただいたほうがいいのではないかと思う。さらに、これについては、現在、弁理士数を増やすことを弁理士法の改正等によって一生懸命努力しているが、弁理士数を増やすことも重要であるということについても言及をしていただきたいと思う。

会長

いかがでしょうか。

先ほどの「利用関係の裁定実施権」のところだが、1つ目の〇の「日米合意」という文章は必要なのか。というのは、下に見直しを検討すると書いてある。あえて日米合意全体について見直しをするとなると、必ずしもライフサイエンス分野だけに限る問題ではなくなってきたような気がするが、我々が薬品関係の業界の方からお伺いしているところによると、やはりライフサイエンス関係で特に問題だと。ほかに広げる意図はない、ここさえしてくれればというと、下の〇だけでも十分ではないか。あるいは逆に、上の〇があることによって、変にやりにくくなってしまうのではないかとちょっと危惧している。

事務局

たくさんコメントをいただいた。最後の点だが、いずれにしても、ここはこの専門調査会の総意に基づいていかようにも訂正するが、ここがこうなっている経緯を言うと、第1パラグラフがある理由は、主として、バイオ業界から井村会長にあてて陳情書が出されているように、ライフサイエンス分野のかなり特有な問題として日米合意、中でも利用関係の裁定実施権の制限についての問題意識が強いということを客観的な事実として書いている。どこの業界がこういった要望をしているかを少しでも明記したほうがいいのではないかという趣旨。

それと、この利用関係の裁定実施権は、ライフサイエンスの部分に入っているので、あえてそういった分野の国内産業振興の観点から要望があったということを入れている。

会長

ほかに。

一言だけ。「知的財産学」は、総合科学技術会議にもふさわしいので、これだけ学者の皆さんに期待があるということを重ねて申し上げる。

先ほどから利用関係の裁定実施権の話が出ているが、これは二本立てになっている。それで、ここで「ライフサイエンス分野」と書かれると、これは医薬産業という感じになる。これはちょっと違うと思う。むしろ「バイオサイエンス分野」としていただいたほうがいいのではないかという感じを受ける。実質的には、今度は下のところで日米合意の重要性から慎重にということを書かれるということだが、全くそのとおりなので、そういう意味合いでは、一度、業界にあちこち当たってみるが、多分、これを入れることに問題はないと思う。

それと、裁定実施権の問題を認識しているのは、むしろ製薬企業よりはバイオ関係の企業のほうが強いように思う。だから、上のほうのパラグラフも、「ライフサイエンス」を「バイオサイエンス」と変えていただいたら、大体それで決着するのではないかという感じがする。

事務局

「バイオテクノロジー」でもよろしいか。

「バイオテクノロジー」でもよろしい。「サイエンス」というとちょっとあれなので、「テクノロジー」で。

会長

「バイオサイエンス」と「ライフサイエンス」は基本的には同じと考えている。

ほぼ同じ。

会長

したがって、「バイオテクノロジー」という言葉を使ったほうがはっきりするかもしれない。

その点に関しては、国内産業の保護をここに書くことについて、いろいろ御意見はあろうかとは思うが、そういう御意見があったということを記載することが大事であると思う。どの業界からの御意見であるかということがわかるように書かないと、何を言っているのかわからないということになるので、そこは製薬業界さんの御主張があったということがわかるような形で書いていただきたいと思う。

細かいことで表現の問題だが、8ページの知的財産を評価指標に採用するという話で、すでにもう大学の先生方は、特許は評価の対象に入るのと、とにかく産業利用性がなくても、特許にならなくとも出願してほしいという圧力というのは非常に強い。これが機関帰属になると、間違いなく数千件の特許が出てくると思う。アメリカでは、スタンフォードでも、MITでも、大体25～30%ぐらいしか出願していない。とにかく、ここに「出願数だけではなく」と書いてあるが、これは数も入ると読み取れるような感じがする。とにかく質の高い特許を創出するのだという表現を変えていただけないかと思う。

会長

論文と同じで、論文も一時期は数で競うという時期があったから、確かに…。それから、これは財政的にも大変。予算面でも大変なので、大学からの特許出願にどのくらい公的支援をするのかというのも大変難しい問題だと思う。先進諸国にちょっと聞いたことがあるが、全くしていない国もあれば、半分ぐらい支援するという国もあれば、継続するときだけ支援する、維持する費用だけ支援するという国もある、いろいろのようだ。だから、全額をもつということはとてもできないだろうと思うし、その辺はかなり難しい問題になると思う。

実際問題として、こういう形で国公立のところからどんどん特許が出るようになると、結構だけれども、特許庁のほうは大丈夫なのか。今までの、例えばわれわれが独自に出しているような特許の審査がものすごく遅くなるということになると、それはまたそれで非常に問題になってくると思うので、その辺の対策も必要ではないかという感じも受けるが。

事務局

私は事務局であり、特許庁の者だが、特許庁の基本的なスタンスとしては、産業界からあれ、大学からあれ、数ではなくて、むしろ質の高い出願をどんどん出して、どんどん活用していきましょうという点である。とはいって、大学の出願はまだまだ数が少ない。そして、高いポテンシャルは持っているので、大学からの出願が、特に質の高い出願が増えるようにすることについては、特許庁も政府の一員としてその方向であると思う。

会長

ここは「質の高い」と直してください。数も参考になるかと思われると具合が悪い。大学でどうして質を見極めていくのかというのが、また非常に大きな問題になると思う。TLOにとっても、それは非常に大きな問題。ほかに。

人材育成の点だが、先ほど弁理士の数を増やすというのがあった。数年前にそういうことで弁理士法等もすでに改正されているので、現在はもうその段階を越えて、いわば適格で有用な、本当に役に立つ弁理士をいかに増やすかという段階にきていて、そういう意味では、ここに専門職大学院、仮称ではあるが、そういったもの。それから、技術的人材を通した弁理士。弁護士もそうだが、あとは、前回のお話のように、どうしても弁理士ということになると、試験制度をどうするのかということも入ってきて、ここの会議でそこまでというのは何かと思うので、ある程度ここで、言葉としてはあれだが、いかに重要な知財に対応できる適格な弁理士をどのように育てるかということが非常にうまく表現されているので、すばらしい。

会長

今のところは、大学院にはないですね。

専門のはない。

会長

ほかにいかがか。

14ページの「TLOの機能強化」の2つ目のO、効率的で適正な技術移転システムを構築するために、信託として扱うこと等について検討するという項目があるが、これはTLOとか技術移転機関等だけではなくて、きっとベンチャーとか、そういうところもこの枠組みが必要になるのかなと感じていて、こういう機関だけに適用されるのではないということから、「TLOや技術移転機関等」という言葉を取ったほうがいいのかなと感じている。

会長

事務局、ここはどうですか。

事務局

おっしゃるように、これはTLOだけではなくて、技術移転をビジネスとするようなベンチャーも含めてということで書いたが、それを落としてしまうことによって確かに概念的には広くなるので、それはそれでいいのかもしれないが、他方で、TLO、技術移転機関を例示的に書いて、あとは「等」で読み込んでいただいたほうがいいのかなという気はした。ただ、「機関」というといわゆる民間企業、ベンチャーのイメージが薄いというのであれば、技術移転機関、あるいは技術移転企業(会社)というようなことを入れましょうか。全部削除してしまうよりは、残していたほうがいいのかなと。特に、TLOからこういった要請が強いというところは残したい気持ちはある。

そこだけに限定された議論の形になってしまふと、かえってやりにくい。ベンチャーみたいな企業そのものが資金を得るための手段としても、移転機関だけではなくて、使うのかなと感じていたので、そういう意味合いから申し上げた。

事務局

では、ちょっと検討しておく。

会長

ここは法改正が必要か。

事務局

金融庁の所管に関わる法律を多少いじることになるのではないかと思う。あるいは、施行規則のレベルかもしれないが。

会長

では、この書き方についてはちょっと検討を。ほかに。

15ページに「大学・公的研究機関が知的財産に関して取り組むべき『10』の事項」というのがあるが、この中で成果の公表みたいなものは全く書かれていない。成果の公表と言ったらおかしいが、要するに、成果の広報活動。国公立の場合は、どこかが使うことが前提でなければ意味がない。国公立の機関が直接それを使って何か事業に参加するということはあり得るかもしれないが、大体は成果を他の企業なり何なりに利用させるのが目的だと思うので、広報活動をきちんと書いておいたほうがよいのではないかという感じを受ける。

会長

何かありますか。

事務局

これは、多分、別途利益相反、責務相反の関係で、大学の先生方は、財政的な面も含めて、あるいは研究成果の実績も含めて、公表するという原則が打ち出される話が進んでいると思うが、この調査会の御意見として、ぜひそこをこの中に入れたほうがいいということであれば、文言については事務局のほうで考えてみたいと思う。

会長

例えば(9)のところに「研究開発成果の適切な権利化、管理、活用の促進及び広報のために」というふうに入れることは可能。

事務局

そうですね。

会長

だから、大学でそういう組織をつくっていかなければいけないわけだから、そこは当然、広報活動もしないといけない。

事務局

「広報」か、それとも「公表」か。

「広報」。

会長

どのように利用されたか。

ええ。要するに、広報活動をしてくれと。それが一般に認識されるような形で広報活動をきちんとしてもらったほうがいいだろうと。そうでないと、わりあい関連のあるところだけに成果が公開されてということがあり得ると思うので、その辺をお願いしたい。

事務局

わかりました。そういう意味では、先ほどの私の説明は、透明性の増大という文脈で説明をしたが、今の委員の御趣旨は理解できた。9番目のパラグラフのところに「広報」というようなものを入れる方向でちょっと考えてみる。

会長

ほかに。

事務局

14ページの下から2つ目のパラグラフ、「中小企業に対する海外出願支援」だが、当初は、ここ の章 자체が国の研究開発投資に対応した、または大学とか公的機関ということで、何らかの文章 は関連があったのかもしれないが、これだけを今読むと、特に国とは関係なく、一般のベンチャー 企業も全て適用という感じがする。場合によつては、第Ⅱ章とか第Ⅳ章のほうにマッチングしたよ うな内容とも見えるが、その点は問題ないか。

事務局

ここは、御指摘のとおり、国の研究開発資金に基づくことが前提ではなくて、ベンチャー企業一 般についての支援というのが、これまでのヒアリングや、あるいは委員から御指摘にあったと思つたので、ここに持ってきた。ほかのどこに入れるのか、なかなか難しくて悩んだが、13ページから 始まるのは、権利化・移転の支援に対する関連策ということで、法制面、税制面、さまざま入つ ていて、こここの部分がいいのかなど。だから、内容の問題と場所の問題と2つあると思うが、内 容的には、ベンチャーを包括的に支援と。多くの関係者からは、海外出願費用の減免というような 御提言があったが、それに限らず、もう少し包括的に議論をしたほうがいいのではないかとい うことで、内容的にはそのようになつて。場所についてはやや違和感はあるかもしれないが、比較 的この辺かなということで入れた。

その書きぶりの問題だが、ここに書くことによって適用が国または大学・公的機関等に限定され たというふうな解釈がとられるといけないなという気がして、場合によつては、そういうのに限ら ないといふことも何か一言入れることによって、そういう懸念もなくなる可能性もあるので、ちょっとお 考えいただければ。

会長

わかりました。

政府の研究開発投資について、何人かの委員から、いわゆる単年度主義の弊害というか、具 体的に言えば、夏とか秋に実際にお金が届いて、3月には研修しなければならないと。それでは 十分な研究開発の効果が上がらないのではないかという指摘があつたと思う。その点はどこかに 書き込まれているのか。あるいは、書き込むことは難しいか。

事務局

書いている。7ページの下から3番目のパラグラフ。単年度主義という言葉は使っていないが。

これは、読んでみたが、ここに書いてあるのは違うのではないか。これは特許関連費用の予算措置のあり方を検討するということで、私の言っていることとは違うように思う。その点はどうか。

会長

総合科学技術会議の中の科学技術システム改革専門調査会の下に競争的資金の部会をやっていて、そこでも非常に強く要望されている。それで、そちらからはかなり強く要求する予定。実際にどうやっていくのかはかなり難しい問題で、いわゆる繰越明許というのがある。ただ、繰越明許はかなり手續が煩雑なようで、そのあたりを交渉することによって、国の出す研究費の場合には、比較的簡単な手続きで繰り越しができるような道を今検討してもらっているところ。こちらには特に書き込まなくてもいいのではないかという気はしている。

今の点に関して、記述に関してはお任せするが、御理解いただきたいのは、例えば1年間のプロジェクトで研究がなされた場合に、大体、特許が出てくるのは最後のほうで、特許を出願して我々は大体1年後にPCT出願で国際出願を行って、PCTを行うと、最初の出願から30か月後に各国への移行をするが、最初の出願から30か月後、2年半後に一番お金がかかる。そのときにプロジェクトが終わっている。プロジェクトの費用云々をどうするかということよりは、実際には、多分そのプロジェクトが始まってから3年半後ぐらいが一番お金がかかるときであるということについての御検討をお願いできれば。この表現に関しては、どのようにされるかはお任せするが、その部分がちょっと気になっている。そこは間接経費で組みめるような形にしないと、なかなか運用が難しいのではないかと危惧している。

会長

今、委員がおっしゃったのはこの問題ではないですね。

はい、違います。

会長

ほかに。

今日の日経新聞にも、日米の相互承認という話が出ていた。その記事の中に、先発明主義と先願主義の間には、そんなに大きな問題は出ないのではないかと書かれていた。ただ、われわれ、実際に知的財産を運用していく立場から考えると、細かいところでの整合性をとる必要が大いにあると思う。例えば、日本の審判制度と、米国の裁判の中で決着をつける制度の違いにより、権利附与に対する審査の基本スタンスの部分で大きな違いが出る。さらに日本の特許としてアメリカで審査されたものが認められるということになると、訴訟時に審判制度でやるのか、あるいは裁判の中で決着をつけるのかという、取り扱われかたの問題が出てくると思う。したがって、国際調和というところに一部書かれているように、その辺の制度の整備を、早急に進めていく必要があり、少しその辺を強調したほうがいいと思う。

事務局

日経の記事はまだ読んでいないが、多分、日米間で共通する出願の審査、あるいは調査の結果は、相互にうまく使ったほうがいいのではないかという考え方から、取り決めというか、そういうものを進めるという話ではないかと思う。もちろん、そのことの前提には、制度が調和していないといけない。そういう趣旨をもう少し強調したらどうかということであれば、28ページの部分をもう少し見直して強調してみたいと思う。これは、特許庁とも少し相談してみる。いずれにしても、アメリカの先発明主義のは正も含めた国際調和は必要だということは28ページにも強調しているが、多分、審査、実務面も含めて、さらに相互協力ができるようにするためにには、制度、運用をもっとしっかりとおかないと、アメリカの特許が直ちに日本の特許となってくるような難しい問題が起きるという趣旨ではないかと思うので、そこを少し配慮した文章に特許庁とちょっと相談をしてみる。

会長

ほかに。

今の項目に関連する。米国の先発明主義だけが強調されているが、実は欧州のセルフコリジョンの問題も非常に大きな問題で、こう書いていただくなら、ぜひその部分も入れておいていただけるとありがたい。

会長

脚注が必要になってくる。

ええ。

28ページのところだが、これはWIPOの条約の話が出ているが、むしろTRIPS協定の各国における履行確保の問題が重要である。バランス的に言うと、WIPOの条約だけ出ているので、TRIPS条約の履行確保も必要だと思う。

すでに議論を整理された問題をもう一回言って申しわけないが、26ページの最後のパラグラフの紛争の解決のところだが、多分、法務省が「根本的」ということについてちょっとと言わわれたのは、これは行政訴訟と民事訴訟のいわば訴訟法の根幹に関わる問題があるので、「根本的」という言葉を用いることについて、多分、法務省で審議が現在もうすでに始まっていることもあり、ちょっと言葉遣いとしては不適当かという疑問があったのではないかと思う。

会長

ありがとうございました。ここは書き方を少しちゃ考へる。ほかに。よろしいか。

これからの経過だが、今日いろいろ御議論いただいたのを踏まえて、もう一度、修文したいと考えている。ただ、この修文については、一応、会長一任ということにしていただきたい。それで、今月中下旬に総合科学技術会議の本会議がある。その本会議に提出する。そして、総理のもとで行われている知的財産戦略会議にできるだけ反映するようにする、そういうことを現在考えている。したがって、御意見があれば、できるだけ今出しておいていただきたいほうがいい。もちろん、これはまだ「中間まとめ」だから、後で修正することは可能だが、一応、総理のところまでいくので、できるだけ御意見があれば出していただきたい。

これは私が持ち出す議論かどうかだが、人材のところで、先生は、知的財産に関する法律業務は弁護士・弁理士が取り扱うことができるとお考えですね。それ以外の人が取り扱うことについては、弁護士法72条の問題があるというふうに考えておられるのかどうか。その点について一応確

認をしておきたい。

会長

いかがか。

もう少し具体的にお願いします。

例えば、知的財産コーディネーターという職種があるが、これがもし法律業務を扱うものであるとすると、弁護士法第72条の問題があると考えていらっしゃるかどうかということの確認です。

弁護士法の御質問か。

法律業務は、弁護士法第72条で弁護士以外の者がやってはいけないとして、弁理士は、弁理士法でもって知的財産に関する法律業務をしていいということになっている。したがって、弁護士・弁理士以外の者が知的財産に関する法律業務をするということは、弁護士法の問題があるのでないかとお考えかどうかということの確認です。

私がお答えするのが適任かどうかわからないが、弁護士法72条は法律事務ということになっていて、今のお話は、多分、いろいろな知財関連ビジネスがある中で、それが弁護士法に規定する法律事務に該当するものかどうかというお話ではないかと思うが、知財の取引業者は今すでにたくさんあって、これからも知財を活発化するに従って、どんどん増えるのではないかと思うし、そういったものが弁護士法に違反するとか、法律事務に該当するというのは、いかにも現実離れした考えになると思う。では新しいビジネスのどこまでがボーダーラインで、どこまでが枠の中かというのは、個別のビジネスにならないとなかなか的確には判断できないと思う。また、私よりも竹田先生のほうがお詳しいかと思うが、今のは、直接的にはそんな感じがする。

会長

ほかに何か。

22ページ、「国際標準の取得促進と機動的な特許審査」のパラグラフ。ここでは「情報通信分野においては国際規格・世界標準を目指した」とある。特に情報通信分野が多いことは確かだが、必ずしもそれだけに限る必要はないのではないか。情報通信分野だけにおいて、と余り強調し過ぎると、ほかの分野できちんと適用されない可能性がある。もう少し広くしておいたほうがいいのではないかと思う。

会長

ここは情報通信の中に入ってしまっている。

そうなんです。

会長

そういう意味では出したほうがいいのかもしれないが、場所はここでいいか。

今後の進め方でもいいですか。

会長

はい。

今回の会議の後、会長一任でまとめていただかが、今回、こういう形で総合科学技術会議でやっていたいだいたのは本当に画期的だと思うし、中でも、6ページの辺にもあるが、特許と論文は同様に重要であるということは、戦後の大学や研究機関の意識を非常に変える歴史的な文章と言えるぐらいの大変なものではないかと思う。そういうことで、本当にみんなでこれを定着させが必要だと思うのだが、最初は、多分、来年度の予算要求の関係で、総合科学技術会議で資源配分をいろいろ検討されるときに、ぜひ知的財産を、もうすでに御検討されているわけだが、1つの柱にしていただいて検討していただくことをお願いしたい。

それから、「中間まとめ」の後、どんなふうにお進めになるかわからないが、最終まとめというか、今回の議論でも、1つは、大学で機関管理にするということは、これも非常に革命的に考え方が変わるものだが、具体化するに当たっては、多分、大学法人化の議論とか、そういうこともあって、ここでは問題の方向を出しておられるが、2004年から始まるとして余り時間がないので、ぜひ具体的なこと、あるいはTLOとの関係とか、そういうものも、この作業を詰めていただくというのは非常に大事な点かなという要望。

それから、専門人材も、今ここでもたくさん議論があるが、これも大学法人化のイメージ、あるいは専門大学院とか、専門職大学院とか、ロースクールとか、そちらの具体化とリンクしている。それからもう一方、TLOとか、大学のいろいろな事務職の関係を増やすときに、必ず出てきているのは人材が足りないという話なので、では、人材の確保するというのは具体的にどういうふうにするかという議論を深めていただくのと、それから、ライフサイエンスとかバイオも非常に難しいといえば難しい。しかし、国民も非常に関心を持っている問題なので、これは早めにしかるべき人が議論をしていただく。

それから、バイ・ドール法が、結局、数年前につくったけれども完全実施にならなかつたので、ぜひ今回、総合科学技術会議でリードして、うまく定着するようにやっていただきたい。

それからもう1点、日本の研究、今回の切り口は大学と公的機関になっていると思う。ただ一方、実際には民間企業でも相当研究開発をやっておられるわけで、こちらに出ておられる立派な企業の知財戦略をお持ちのところと、必ずしもそうでないところがあると思うので、民間企業というか、経済界というか、そういうところでやっておられる研究開発と知財戦略の関係の切り口は、最終まとめに当たっては、ぜひ深めていただくことが必要ではないかと思う。

会長

非常にたくさんあった。1つには、人材育成については、総合科学技術会議ができる範囲では、1つ、振興調整費の人材育成という部門がある。そこで入れている。これは、従来の法律家だけではなくて、法律関係の人と科学技術関係の人が共同で人材を育成してほしいというので公募している。

それから、当然、文部科学省のほうでは、今、大学院のあり方、特に専門職大学院のあり方を議論している。今までの日本の大学院は、はっきりしたグランドデザインを書いてこなかった。それで、研究者育成型のままでずっときてしまって、大学院がどんどん大きくなつて、実際は研究しない人が大学院をどんどん出していくという状況になつたので、やはり研究者育成型と専門家育成型を分けていかないといけないだろうということで議論が進んでいる。そういう中で、こういった分野の専門職大学院はぜひ増やしていくいただく必要があるのではないかと思う。

それから、文部科学省でも、たしか知的財産問題は検討している。事務局は、知っていますか。

事務局

文部科学省ですか。はい。

会長

検討が進んでいるのではないか。文部科学省の人、誰かいりますか。例えば大学とTLOのあり方とか、特に独立行政法人化したときのあり方、それから大学において知的財産を扱う部門をどうやってつくっていくのか。今のところは、専門家が大学に全くと言っていいほどいないと思うが。

今、御指摘のあった大学の独法化後のTLOのあり方はどういった形態をとっていくのか、そういったことは科学技術の学術審議会の委員会のほうで検討を行っている。

それと、知的財産部門をどういう形でつくっていくかについても、戦略会議で遠山大臣がちょっと御説明させていただいたが、モデル的な事業を行っていったらどうかということも検討している。

若干用語の問題もあるが、今の人材育成のところで、専門職大学院までいかなくても、知的財産の講座自体の数がそう多くないので、講座を少し増やしてくれというのもある。大きい話もいいが、現実的には講座も少ないと実は抱えているので、その点ももし可能であれば入れて欲しい。大きいものもさることながら、少しずつ実現するのも一策である。現実に、実は大学院には職業人のコースができて、そこには弁理士さんなども少しずつ来て学んでいるようになっているので、そういう意味合いもあると思う。

あとは用語の問題だが、4ページの一番上に「国富」というのがあるが、どうも何かしっくりしない感じがする。「知的財産という『国富』」というのがよくわからない。

あと、用語として、27ページの著作権のところで、「登録がなくても付与される権利」とあるが、一応、登録がなくて発生されるので、「登録がなくても保護される権利」ぐらいのほうがよい。「付与」という能動的な行為が必要ないので。

それから、さきほどの14ページの、中小企業のライセンス契約の保護、これもベンチャーの話で、ここにあるのがいいのかどうか。つまり、大学における研究開発の移転を促進するために、倒産時のライセンス契約を保護するというと、何か大学がつぶれるのか、大学のTLOがつぶれるのか、その対策が必要だというようなところなのかというつながりも出てきてしまう。この辺は大きな問題ではないが、先ほどの御指摘は理由はあるかなという感じがした。

会長

もう一度検討してみる。

それから、講座の増については以前に議論したことがあるが、法学部の先生が、むしろ法学部の中に講座をつくってもだめだとおっしゃったので、それで、技術系と法律系の人が一緒にになった人材育成にお金を出しましようということでこうした。これは、いろいろな形があり得ると思うが。

それと、やはり専門職大学院というのは、ケーススタディなど、かなり実務をやった人に来ていただいて、ケーススタディなどを中心にして実際的な教育をしないといけない。だから、そういうことのほうが必要ではないかという気はしている。

なぜ講座が必要かというと、講座がないと研究者ができない。つまり、研究者は講座がなければ研究が続けられないので、そういう意味で、持続的な研究のために講座というのは非常に重要なと思う。

それから、多分、そういう実務的な教育をする場合にも、基礎的な法律は法律の研究者がきち

んと教えていないと、どうしてこうなっているのかという基礎的な理解も必要だと考へるので、その点については御留意いただきたい。

(本日の会議資料について、資料2は公開の確認。資料1は非公開の確認)